



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 669 有田川町に係る農業振興地域の区域の変更 (農林水産総務課)..... 1
- 670 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課)..... 3
- 671 都市計画区域の変更 (都市政策課)..... 4

告 示

和歌山県告示第669号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、有田川町に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

地域名	農業振興地域の区域
有田川地域	<p>有田川町のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 大字下津野、植野、奥、熊井、田口、大谷、井口、賢、尾中、角、長田、上中島、徳田、庄、垣倉、東丹生図、西丹生図、吉見、吉原、歓喜寺、市場、金屋、中峯、本堂、有原、青田、沼田、延坂、大西、大菌、糸野、下六川及び黒松の全域</p> <p>(2) 大字天満のうち字今城町、文字坊町、池ノ裏町、池ノ内町、辰己垣内町、天満前町、小橋本町、宮ノ前町、中溝町、妙官小路町、馬場頭町、寺ノ内町、泣沢女町、戒垣内町及び戌亥町、大字土生のうち字有ノ木、新谷ノ段、片山下、城山、池下ノ段、戸ノ上、東谷、風呂谷及び前山、大字水尻のうち字向芝、東坪、久道、牛谷、和井橋、南坪、南中、岩ノ谷、宮ノ谷、池奥、眞砂谷、笹尾、大仙谷、赤尾、玉坪、辻は田、八代ノ坪、垣内、岡添、西は田、堀内、柿ノ本、中ノ坪、池ノ芝、堂ヶ谷、前向、向山及び扇谷、大字明王寺のうち字谷及び池ノ奥、大字小島のうち字東郷、後島田、内畑、中垣内、西垣内、西久保、西坪、川原坪、東坪、西三田、南深、薬師谷、南谷、産埋尾、夙谷、笹尾、落シ谷及び大谷、大字野田のうち字古田、高廣、政田、取穂、堂ノ浦、吉福、椰、今城、保寿、清水、堀ノ上及び西久保、大字大賀畑のうち字新坊、谷合、荒堀、木原、東谷、堂ノ端、猪ノ谷及び東山、大字田角のうち字ヒンダ、下谷、橋ノ本、タハ、シテノキ、小滝、カイザコ、シンホ、スナコダ、マツハラ、ロクロサコ、松ノ本、滝ノ上、宮ノ本、ワサダ、西橋ノ本、中尾、尾崎、立道、カミノキ、西ノ平見、松木、西谷、鳴神及び西山、大字船坂のうち字新田、岩ノ坂、横瀬町、棚、尾崎、牛神、寺下、中垣内、西久保、赤畑、西ノ山、森ノ上、堂光、助垣内、福蔵、中山、西尾、ショブ谷、失平南、ショブ谷東、金附、失平、八岩、井戸八谷下、井戸八谷、ツギノ瀧、留山、カイ附、虎坂、坂本、芋ノ西、一ツ田、松山、ユ田、芋、竹中、東原、天神、永石原、初穂寺、堂田、白山及び馬場、大字長谷のうち字下深峠、上深峠、笹尾、瀧ノ尻、小藪、三味尾、井ノ尻、枇杷谷、掛畑及び向エ、大字出のうち字一ノ筆、高地、金ノ手、伊勢田、野水、上ゲ土、へカ地、久原、金坪、六兵衛、坂井田、有広、畠田、北久保、上新田、下新田、鳥井戸、白山、法覧坊、石水、堂坂、菊ノ坊、堂屋敷、樋ノ口、堂ノ上、落し、昆沙門、東上人、丸山、岩道、有ノ谷、小柴尾、笠松尾及び堅道、大字糸川のうち字青木、岩原、井ノ谷、上山、飯屋垣内、天神前、中村、中山、中垣内、登尾、船ノ谷、宮尾、山神及び弥取、大字修理川のうち字荒田、一ノ瀬、上ノ段、上西原、上加九鬼、清水、舟場、岫ノ坪、殿田、長田、流田、西加九鬼、西原、西ノ向、野々原、野手、東加九鬼、平畑、平岩、髭田、古田及び峯、大字松原のうち字赤木谷、梅谷、尾和田、大畑、大淵谷、開廻、川原谷、経乱谷、小妻、下赤木、舟場、外場土、谷田、高岸、滝ノ原、椿谷、堂前及び野瀬、大字伏羊のうち字川ノ上、谷底、橋爪、東沢、二ツ岩及びヨキ峠、大字小川のうち字飯屋、堂ノ前、丹波、碓、縄手、中村、正光、東田、福井、池田、上野、下新田、川</p>

原、上田、矢本、道場、山ノ内、篠坂、冷水、外田、ヒソ原、五四三、大平、赤岩、奥ノ谷、吉田、山ノ尾、栢ノ谷、峯山、登尾、丸山、来蓮寺、會津、北山、大後瀬、山道谷、西谷、東戸、ウツロ谷及び白岩谷、大字中野のうち字牛神、桃頭、金畑、前田、砦、奥谷、野田、檜尾、道場、宮口、北原、上山、野藪、中尾、宮谷、後戸、石風呂、松本及び北山、大字中井原のうち字能瀬、堀口、大井垣内、天満尾、神明前、藤井戸、張原、阪本、天神前、北枝、柳が坪、池尻、菖蒲谷、山ノ原、亀ノ甲、中井前、大池尻、山崎、出水、年後、池ノ内、芝田、寒風、蓬谷及び椎木尾、大字長谷川のうち字馬谷、高津、西ノ平、扇子畑、瀧谷、清水谷、久保、芝原、大南、明伝、坊京及び笠松、大字岩野河のうち字峰ノ谷、川ノ上、西ノ芝、池谷、土橋、浴田、尾崎、風呂ノ谷、上林、古御堂、上山、岡畑、的場垣内、寺垣内、庵坂、栢崎、大半田、谷口、岩野河谷、西ノ端、東田、大角、菖蒲谷口、川端、岡田、榎畝町、田ノ上、日谷口及び茂林、大字川口のうち字西前畑、前畑、南前畑、東前畑、北畑、白井原、西の切、山際、平野、峰の谷、櫛川谷及び坂尻、大字谷のうち字下ドリコ、風呂谷、東原、粟地、東出、佐會谷、桧曾原、田角、床山、楠平、半田、登尾、芝崎、下西及び泓、大字立石のうち字岡田、をゞだん、堂ノ岡、堂ノ前、箕谷、廣田、ヒソノ尾、尾浴、芝田、橋本、栗ノ木田、梶垣内、萩原、続田及び堀畑、大字彦ヶ瀬のうち字仮底、平ノ田、尾園淵、瀬井曾、小中垣内、堂ノ砦、葛畑、北ノ浦、山道、井ノ内、黒石、大砦、葛藪、尾ノ上垣内、栗砦、大畑、頓田及び出水垣内、大字瀬井のうち字鶴井、葛籠、柿坂、妙見、西ノ森、井ノ向、すげ田、櫻田、杉名田、久保田、鍛冶屋垣内、袋地、柴尾、瀬ノ田、弥太郎田、四通り、山ノ首、岩垣内、星尾川原、祢ぶ砦、石川、尾ぶけ、砦田、橋詰、下垣内、下澤、杉田、小南田、安摩谷、西山、土井田、岡畑、冨田、はべ山及び加い田、大字西ヶ峯のうち字東出、西中筋、下中筋、南浦、箕ノ久保、大上伍、千原、前ノ田、竹ノ尻、当丈、中畑、上中田、中田、平野、シレノ砦、己ノ向、恋岡、新年道、黒田、弥権田、笠松、小柏原、ジヨレ、中筋、東向、嶽ヶ、大方、背戸田、天神田、井ノ原、水出、冷水、有西、ホヤ、雲向、大津江、尾囲り、船渡、上雨認、鶴脇、川崎、下李、井ノ谷、蹴破石、大浴、冠石、惣治、金糞、中大田原、上大田原、毛尾敷、池ノ尻、風穴、七ノ尾、下炭屋、炭屋、山浴、藤藪、堂ノ尾、狼浴、堀切、惣田、楠谷、中鹿、糸巻、休場、尾崎、切石、小畑、藤田、宮ノ本、芋ノ岡、走り、円吾、一ツ松、筒井ノ本、櫻、上間、中岡、屋権田、上門坂、背戸山、菖蒲、中坂、法花谷、神前尾、大西田、大石、堂田、左神、松栄岡、狐岩、横道、桑原、関ノ谷、水ヶ峯、目岩、上中畑、下雨認、上李及びやめた古、大字中のうち字小林、西ノ澤、澤田、八生寺、寺田、向山、西ノ垣内、井出垣内、出水、追附、与ノ久保、瀬月谷、田代、中ノ戸、川井岡、小間小田及び北田、大字尾上のうち字道ノ浦、川ノ上、尾崎、平野前、向イ前、中尾及び黒沢、大字小原のうち字田尻ノ本、森ノ前、竹谷、道ノ岡、溝ノ浦、笠ノ神、沢ノ谷、南田、有涼、森ノ本、ジャレ、谷ノ本、門田、湯ノ木、渡瀬及び西河、大字生石のうち字森脇、寺原、松尾垣通、鏡石、藤ノ本、滝谷、倉根谷、谷垣内、赤祖、橋戸谷、平ノ谷、徳岡谷、松原、丸山尾、屋勢谷、岡ノ本及び牛谷、大字丹生のうち字谷口、越前、前畑、森畑、東新田、中新田、西新田、片山、延命、若林、平原、扇谷、善波、中畑、西畑、大谷、妙見、土谷、ぬた、御門、井尾谷、畑山、香部谷及び藤ノ本、大字釜中のうち字小鳴海、北谷、中筋、弓場、温井原、赤沼田及び井櫻、大字上六川のうち字岡畑、天石、神田、上ノ子、鹿路、下ノ段、上立岩、小井戸及び上ノ段、大字北野川のうち字坂無、大字粟生のうち字床倉、岩瀬戸、海瀬、田ノ尻、西田、北田、南田、東田、上山、戎山、カムゲ、淀瀬、北鳥瀬、アゲ田、森谷、上ミ浦、檜島及び床谷、大字二川のうち字下林、宮前、東前、河ノ上、蔵窪、堀尾及び黒岩、大字東大谷のうち字隠地原、下垣内、西ノ谷、上沢、大浴、大井戸及び綱附谷、大字日物川のうち字梅浴、長岡、長尾、栗林及び宮柿、大字境川のうち字的場、宮ノ前及び下ノ前、大字井谷のうち字カシ山及びガヲレ、大字板尾のうち字大岩、講田及び下林、大字杉野原のうち字深谷、浜瀬、中畑、岡ノ原、下柳瀬、上西、奥田、北垣内、中村及び尾鼻、大字押手のうち字中野垣内、田尻及び北野、大字楠本のうち字宮前、渡瀬、大野登、高嶋、西原、曾弥、尼ヶ瀬、西谷、野沢及び柵、大字沼のうち字大沼、神谷、中尾、前川、横出、浦山、峠、沼壺、上沼、沼原、平ラ、円山、大畑、沼郷、経田、大平、百田、松尾、岡田、櫻迫及び車尾、大字遠井のうち字沢谷、塔之田、瀬戸ノ尾、中尾及び横手、大字三田のうち字神田、前山、志坊谷及び大深、大字大蔵のうち字宮前、砦前、前小田浦、堂ノ尾及び大蔵垣内、大字清水のうち字蘭島、小峠前、橋詰、露ノ下、善正垣内、前小田、掃除免、堀井殿、古深田、計盛盛、柳久保、古田、新開、小原下芝、小原下端、橋本、中岸、向田、谷口、岡ノ段、栗林下ノ段、嶋崎、美濃、古原露口、湯子田、溝ノ尾、芝田、前、蘭、中通、城山、弓場垣内、和田、青柿、坊ノ前、堂垣内及び中嶋、大字久野原のうち字佃、萩原、宇和田、花田、茗荷、渡瀬、的場、上芝、弓場、金垣、中島及び西番、大字下湯川のうち字中村及び宮ノ原の全域

(3) 大字天満のうち字千手面町、野殿町、窪田町、片山崎町、土生西町、弁上町、東風垣内町、南土井垣内町、柳ノ里町及び神田町、大字土生のうち字芝ノ段及び山崎、大字水尻のうち字谷前、僧正、中坪、西坪、岡坪、中井、黒杭、峠坪、赤山、吉僧、下田、西岡、谷原及びきそ芝、大字明王寺のうち字供田、北垣内、中脊、南脊、明王寺原、南山及び北山、大字

小島のうち字中坪、中三田、上三田及び向山、大字野田のうち字神楽野及び西山、大字大賀畑のうち字西ノ前、西岡、西ノ奥、西原、上垣内及び西山、大字田角のうち字東山、大字船坂のうち字段ノ北、米山、上ノ段、段、伏谷及び聖人、大字長谷のうち字當在、東山、蒲團原、猪向、磨ノ前、寒畠、永手、尾登、薊谷及び丸尾、大字出のうち字猿辻り、大字糸川のうち字青木地、大柱谷、高津高谷、宮ノ谷、美ノ谷及び焼山、大字修理川のうち字安図原、上打越、上大谷、上東原、鴨巣、経谷、木瀬戸、胡桃谷、神戸、鴻ノ谷、寒風、下打越、白藏、滝ノ上、中村坪、西谷、日物谷、東原、細畑及び箕谷口、大字松原のうち字猪鼻、大字伏羊のうち字切越沢、西谷及び横野、大字小川のうち字高瀬及び芋野、大字中野のうち字南山、大字中井原のうち字太夫畑、大字長谷川のうち字岡前、込谷、日茂、尾崎、平峠及び登尾、大字岩野河のうち字平瀬、九鬼登、日谷、小林口及び菖蒲谷、大字川口のうち字下浦、神戸山、向イ山、アセムゴ谷、向代及び座間、大字谷のうち字吉野岩、四方下、文蔵原及び西山、大字立石のうち字廣田南原、カチ畑及び横谷、大字彦ヶ瀬のうち字野中、松原、大六、細谷、瀧ノ本、横畑及び西垣内、大字瀬井のうち字福生山、丸山口及び北垣内、大字西ヶ峯のうち字能蔵谷及び小福、大字中のうち字峰、大字尾上のうち字黒石、大字小原のうち字中ノ切、大月、芝山、加茂谷、長畑及び白岩、大字生石のうち字喜五郎谷、岫谷、奥ノ谷、野々池、細川及び岫越、大字丹生のうち字神谷奥、大字釜中のうち字綿郷、上谷、滝之上、萩ノ戸及び蒸爐火、大字上六川のうち字井手奥、東松、横岩、下奥、東中筋、西中筋、上奥、西上奥及び猪ノ谷、大字中原のうち字滝ノ上、向谷、平野、入道谷、霧ヶ曾谷、曾根尾、引尾、瀧ノ谷、尾崎、東谷、平ラ、大石、越木谷、井谷、渡瀬、胡桃谷、高木、立花川、大字川合のうち字クエ、下川原、上垣内、芋裕、溝ノ上、ぬ谷、平ラ、大字二澤のうち字棚原、栢瀬、土の平、小松山、鳥渡、細崎、堂林及び溝ノ上、大字北野川のうち字大平及び岩脇、大字栗生のうち字崎山、巖、北小一谷、南小一谷、東大田、西大田、大田口、南鳥瀬、東大和杉、西大和杉、上ミ今井、下モ今井及び植木原、大字二川のうち字瀬詰、三瀬川谷南、三瀬川谷北、オミノギ南、山中、東山、東光寺及び横手、大字東大谷のうち字柳澤谷、中又谷、北又谷、田ノ尾、有ノ木浴、大成見、皆徳及び栗ノ木平、大字三瀬川のうち字野中、北山、長垣、荒堀、深野、立岩、上浦、下浦、入山及び北入山、大字日物川のうち字長岡應路、田中谷、澤谷、卑勢、宮頭、小松尾、東畑、阿高谷、北大実曾城及び南大実曾城、大字境川のうち字瀬戸、奥ノ瀬、狐岩、大鳥居、箕ノ岩、長浴、不動尾、大浴、五社谷、比曾原及び箕谷、大字井谷のうち字東田、立神、原手、丸ノ下、住屋口、住屋谷、ごをれ向、岩ノ本、寺手、立伍、岡ノ上、亀石、上垣内、沼及び平ノ池、大字板尾のうち字茶屋垣内、立屋、野手、宮浦、寺垣内、岡手、大西、田中、久木谷及びスノ淵、大字杉野原のうち字堂浦、小和田、大谷、森垣内及び平瀬、大字押手のうち字滝ノ垣内、下横谷及び上横谷、大字沼谷のうち字法道路、山ノ谷、西谷、三谷、北山、不動山、二本松及び宮原、大字楠本のうち字小中、上道、菖蒲、細尾、脇浦、長瀬、嵯峨、高天嶽、天町、江立川、神出、日浦、前川、結城及び北野、大字沼のうち字西原、中崎、西山、神出、宮尾、鉢伏、一里塚、湯ノ浴、引尾及び菅原、大字遠井のうち字大谷、内浦、西浦、浅谷、山ノ下、岡、隠地、清水、南谷、岩根、田中、西谷、大木沢、黒松、寄待、桑ノ戸及び北浦、大字三田のうち字油田、赤花、大石、若宮、山添、大垣内、谷田、鮎関、流田、中尾及び沢田、大字宮川のうち字尾端、狭間、春日尾、久保前、有前、荒堀、柳垣内、平畑、上陰地、下陰地及び中陰地、大字大蔵のうち字岩井谷、峠尻り、黒ヶ谷、橋爪、萱谷、棚ノ木谷、西谷、炭屋谷、井上谷、荒田、不動ノ尾及び陰地、大字清水のうち字小峠下原、小峠上原、出張、風呂ノ谷、城ノ内、野田、大淵、明光、西之谷、福尾、奴谷、鶯ヶ巣、絶隔、榎木平、古城、梅谷、大谷、大谷奥、高野、栗林上ノ段、小向、中嶋、湯ノ本、田ノ上、奥野、坪井、廣井原、池尻、七臂原、唐谷、阪本、横畑及び丸山、大字久野原のうち字伏津路、内芝、向坂、砂子、釜槽、大林、今西、掛橋、青地、岡ノ向、北山、宮ノ尾、東番北山、東番上エ山、西山、針原、ヒ谷、ニタ松、宇津々路、御社、小谷、大谷及び一ノ瀬、大字下湯川のうち字佛木、倉谷、峠、上浦、中蔵、岡田、南畑、和田、福井、徳田谷、下村、栗林、多井、中屋原及び柿裕並びに大字上湯川のうち字天場の一部に該当する当該大字の区域

和歌山県告示第670号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和5年6月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
--------------	--------------------

紀南地域水源涵養保安林	3,492.00
紀中地域水源涵養保安林	1,474.29
紀北地域水源涵養保安林	326.29
紀南地域土砂流出防備保安林	922.32
紀中地域土砂流出防備保安林	387.09
紀北地域土砂流出防備保安林	415.13
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.64
和歌山県全域保健保安林	156.03

和歌山県告示第671号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

令和5年6月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画区域の名称

吉備都市計画区域

2 変更後の都市計画区域に含まれる土地の区域

和歌山県有田郡有田川町大字天満、大字下津野、大字植野、大字土生、大字奥字藏垣内、字巡り田、字久保田、字宮の西、字出合、字大谷、字道京、字谷垣内、字押田、字石塚、字宮前、字幸明の一部、字岡ノ鼻の一部、字孫四郎、字津弥谷、字畑垣内、字中垣内、字清水谷の一部、字蜂ノ谷の一部、字北奥、字森垣内、字北垣内、大字水尻、大字熊井、大字明王寺、大字野田、大字小島、大字出字一ノ筆、字高地、字金ノ手、字伊勢田、字鳴坪、字野水、字上ゲ土、字ヘカ地、字久原、字金坪、字六兵衛、字坂井田、字有広、字井田、字畠田、字北久保、字上新田、字下新田の一部、大字尾中字早田の一部、字九文手、字河端の一部、字北久保、字堂ノ本、字森ノ戸、字庄屋町、字妙見、字藤ノ門、字寺田、字野添、字若楠、字鳥井、字船戸、字小佃、字桑原、字堤ノ内、字尾苗代、大字角字早田の一部、字門田、字釘貫、字いなりば、字柿ノ坪、字のぶしろ、字はかせ、字鳥居、字池田、字松本、字栄町の一部、大字長田字一角の一部、字仮屋垣内の一部、字内垣内の一部、字門田、字太田、字口入、字行合、字柳田、字上大茂田、字下大茂田、字眞砂、字平田、字上大原、字下大原、字堀田の一部、字畠田、字面垣内、字札の辻、字御坊屋敷の一部、字古江、字紺屋垣内、字南畑、字橋爪の一部、字北畑の一部、字川原畑の一部、字三番丁、字二番丁、字一番丁、大字上中島字大専郷、字能代、字横枕、字三池、字勝枝、字幸田、字黒田、字三町、字熊田、字幸水郷、字親田、字下餅田、字中餅田、字葛野、字上餅田、字岡本、字能毛、字清水、字赤白、字灰原、字山入、字馬越、字下町、字東畑、字北畑の一部、字柳新田の一部、字畠田、字内畑、字南畑、字前川、字西畑、字内新田、字西郷の一部、字西川原の一部、字上新田の一部、字下新田の一部、大字徳田字假屋坂、字小池、字露ノ元、字丸山、字島、字久保里、字金瀬、字張道、字北垣内、字殿井、字芝、字南垣内、字道明、字藤瀬、字森本、字片山、字善光地、字焼井、字森垣、字上の前、字大仙坊、字上ノ裕、字寺山、字東野、字伏鹿、字西長澤、字東長澤、字中山の一部、字大野、字山ノ上、字北新田、字新林、字下樋尻川、字切レ池、字赤坂、字長尾、字上樋尻川、字山ノ上端、字土用穂の一部、字替地、字南新田、字切山、字笹尾の一部、字椎ノ木の一部、字小船の一部、字後別當の一部、字赤木の一部、大字庄、大字垣倉字坪田、字井出、字川原田、字荒巻、字北垣内、字西垣内、字東垣内、字平野、字畑浦、字荒ノ田、字畑垣内の一部、字池ノ奥の一部、字赤木の一部、大字東丹生図字久保、字百分、字畑ノ浦、字五服、字森ノ元、字尾山田の一部、字裕の一部、字大藤の一

部、字弓ノ木、大字西丹生図字早掛、字瀬谷、字土性谷、字畑尾、字赤阪、字五保尾、字四十谷の一部、
字川原田、字高堰、字五福、字馬ノ火、字久保田、字畑垣内、字中村垣内、字西ノ垣内、字荒堀、大字
吉見字鳥尾の一部